○文部科学省告示第七十三号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により文部科学大臣に届け出る平成二十七年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十七年度の監査報告書から適用する。

文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（昭和五十一年文部省告示第百三十五号）は、平成二十六年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

○文部科学省告示第七十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号並びに図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第五条第一項第三号の規定に基づき、社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定及び司書補の職と同等以上の職の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定及び司書補の職と同等以上の職の指定の一部を改正する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条　社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

一の1中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、「、独立行政法人メディア教育開発センター」を削る。

二の1中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

三の1中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。

（司書補の職と同等以上の職の指定の一部改正）

第二条　司書補の職と同等以上の職の指定（平成二十年文部科学省告示第九十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、「、独立行政法人メディア教育開発センター」を削る。

第三号中「除く。）」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定（それぞれ「、独立行政法人メディア教育開発センター」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

2　この告示の施行前に独立行政法人科学技術振興機構又は独立行政法人宇宙航空研究開発機構において社会教育に係る学習若しくは文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者又は図書館法第三条に掲げる事項に相当する事項（次項において「図書館奉仕相当事項」という。）に関する専門的職務に従事する職員の職にあった者は、第一条による改正後の平成八年文部省告示第百四十八号（次項及び附則第四項において「新平成八年告示」という。）一の1又は第二条による改正後の平成二十年文部科学省告示第九十号（次項において「新平成二十年告示」という。）第一号に定める職にあった者とみなす。

3　平成二十一年四月一日前に独立行政法人メディア教育開発センターにおいて社会教育に係る学習若しくは文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者又は図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職にあった者は、新平成八年告示一の1又は新平成二十年告示第一号に定める職にあった者とみなす。

4　この告示の施行前に独立行政法人科学技術振興機構又は独立行政法人宇宙航空研究開発機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導に従事した者は、新平成八年告示二の1に定める業務に従事した者とみなす。

○厚生労働省告示第百九十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一項第二十八号の十の次に次の一号を加える。

二十八の十一　視覚障害者用携帯型日本銀行券種類識別装置

視力に障害を有する者の日本銀行券の種類の識別を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限る。

別表第二アイ・ラビューの項、Ｃｒｙｓｔａｌ　ＸＬの項、クリアビュープラス　ＨＤ　Ｔｗｉｎ　Ｖｉｅｗ　２４型　ＬＣＤ　モニタモデルの項、クリアビュープラス　ＨＤ　２４型　ＬＣＤ　モニタモデルの項、コンパクト　４ＨＤの項からズーマックス　オーロラＨＤ２４の項まで、センスビュー　Ｐ４３０の項及びセンスビューライト　Ｐ３５０の項を削り、同表ビズム　イーケア　４．３の項の次に次のように加える。